

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会について

1 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の位置付けと組織

(1) 設置

縄文遺跡群世界遺産本部長（以下、「本部長」という。）が、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下、「縄文遺跡群」という。）の保存・活用及び国際連合教育科学文化機関（UNESCO）へ提出する定期報告等に関する事項のうち、専門的な事項について調査検討する組織として設置する。

(2) 所掌事項

専門家委員会は、次の事項をつかさどる。

ア 資産の保存・活用に関する専門的な事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会（以下、「協議会」という。）に意見を述べること。

イ その他、協議会長の求めに応じて、資産の保存・活用に関する専門的な事項について、意見を述べること。

(3) 委員の委嘱

委員は、本部長が委嘱する。

(4) 任期

任期は2年とし、再任を妨げない。

(5) 委員長

委員長は、本部長が指名する。

2 専門家委員会の運営等

(1) 専門家委員会の招集

専門家委員会は、委員長が招集する。

委員長は、必要に応じて、特定の事項に関係する一部の委員による専門家委員会を招集することができる。

(2) 専門家委員以外の出席

委員長は、必要に応じて関係者に専門家委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(3) 専門家委員会の議案

専門家委員会は、協議会から指示された事項を議案とする。

(4) 各委員の意見の取扱い

各委員からの意見は、委員長が整理のうえ、専門家委員会の意見として協議会長に伝達する。

(5) 会議内容の公開

ア 専門家委員会の会議は、公正で円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合又は特定の者に利益又は不利益を与える場合、その他公開することが不適當であると認められる場合を除き、これを公開する。

イ 会議の議事概要を公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。

(6) 開催方法

委員長は、専門家委員会を会合して開催できないときは、書面あるいは個別の聴取に代えることができる。

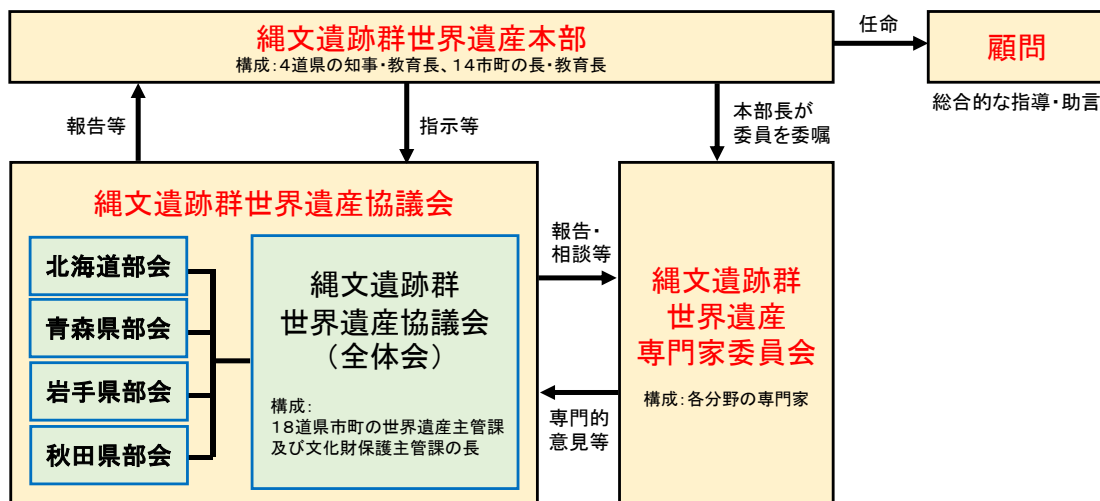


図1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の包括的保存管理体制

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、縄文遺跡群世界遺産本部の設置に関する要綱第7条の規定に基づき、縄文遺跡群世界遺産専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門家委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 資産の保存活用に関する専門的な事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べること。
- (2) その他、縄文遺跡群世界遺産協議会長の求めに応じて、資産の保存・活用に関する専門的な事項について、意見を述べること。

(組織)

第3条 専門家委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、縄文遺跡群世界遺産本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 専門家委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、本部長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門家委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門家委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、特定の事項に関係する一部の委員による専門家委員会を招集することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者に専門家委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、専門家委員会を会合して開催できないときは、書面あるいは個別の聴取に代えることができる。

(事務局)

第8条 専門家委員会の事務は、縄文遺跡群世界遺産事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

令和4年4月1日一部改正

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の運営に関する方針（案）

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の設置に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置される縄文遺跡群世界遺産専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

1. 委員構成

委員の任命に当たっては、要綱第1条及び第2条の趣旨及び所掌事項に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成となるよう留意する。

2. 委員の選任

(1) 委員の選任基準

- ① 世界遺産の保護・保全及び整備・活用について、専門的な知識・経験を有する者。
- ② 縄文遺跡群の保護・保全及び整備・活用について、専門的な知識・経験を有する者。

(2) 専門分野

世界遺産、考古学・埋蔵文化財保護、文化財科学・保存科学、景観・都市計画、遺跡整備・活用、観光・まちづくりなど

(3) 留意事項

- ① 委員の専門分野や年齢構成に偏りがないよう配慮する。委員がその職責を十分果たしうよう、年齢の上限については国の審議会等に準ずるものとする。
- ② 男女共同参画社会を推進するため、委員の男女比率の均衡に配慮する。

(4) 任期

委員の任期は、2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

再任は妨げないが、原則として当該委員に10年を超える期間継続して任命しない。

ただし、専門的な知識経験を有する者が、当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合は、この限りではない。

3. 会議の開催及び出席者

(1) 専門家委員会の会議は、委員長が招集する。

(2) 専門家委員会委員は、やむを得ない事情により会議に欠席する場合は、議事内容について委員長に一任するものとする。

(3) 会議には、専門家委員会委員長及び委員のほか、縄文遺跡群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）会長及び広域委員・管理委員、文化庁関係者、縄文遺跡群世界遺産事務局（以下「事務局」という。）の職員が出席することとする。

- (4) 広域委員及び管理委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- (5) 委員長は、専門家委員会の会議を一堂に会して開催できないときは、書面あるいは個別の聴取に代えることができる。ただし、議事内容について委員が委員長に一任した場合は、その限りではない。

4. 会議の議案

- (1) 専門家委員会の会議では、協議会から指示された事項を議案とする。
- (2) 協議会会長、広域委員及び管理委員、事務局の職員は、会議の議案以外の事項について必要があると認められるときは、専門家委員会委員長又は委員に個別に意見を聴取することができる。

5. 会議の公開及び周知

- (1) 専門家委員会の会議は、公正で円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合又は特定の者に利益又は不利益を与える場合、その他公開することが不相当であると認められる場合を除き、これを公開する。
- (2) 専門家委員会の会議の開催に当たっては、報道機関への資料提供等の方法により、会議の日時及び場所、会議の議題等について周知する。

6. 議事概要等の公開

- (1) 専門家委員会委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- (2) 会議の議事概要を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。ただし、議事概要を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 議事概要は、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」公式ホームページ (<https://jomon-japan.jp>) に掲載する。

附 則

この方針は、令和4年10月 日から施行する。